

田原市多世代交流施設（市民プール等）

整備・管理運営事業

基本契約書

（案）

田 原 市

令和 7 年12月12日

基本契約書（案）

- 1 事業名 田原市多世代交流施設（市民プール等）整備・管理運営事業
- 2 対象地 田原市福江町堂前3－3外
- 3 事業期間 本事業における基本契約の締結日から令和26（2044）年3月末日まで。

田原市（以下「市」という。）は、【応募者名】を構成する【代表企業名】、【構成企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】（代表企業「【代表企業名】」）。以下、各企業を個別に又は総称して「事業者」という。）との間で、上に記載する「田原市多世代交流施設（市民プール等）整備・管理運営事業」（以下「本事業」という。）に関する基本的な事項について合意し、基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

（用語の定義）

第1条 本基本契約において使用する用語の定義は、別紙「用語の定義」のとおりとする。

（目的）

第2条 本基本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公民連携の理念の尊重）

第3条 市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解しその趣旨を尊重する。
2 事業者は、募集提案関連書類に示す本事業の目的を十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

（本事業の概要等）

第4条 本事業の日程は、次の各号のとおりとする。ただし、当該事業日程は、本基本契約の当事者全員の書面による合意により変更することができる。

（1）設計・建設・工事監理期間：

設計施工一括工事請負契約締結日～令和●（20●）年●月●日（施設引渡し日）

（2）開業準備期間：令和●年●●日から令和●年●月●日まで

（3）維持管理運営業務：令和●年●月●日から令和26年3月31日まで

- 2 本事業は、本施設の設計業務、建設業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務及び運営業務により構成されるものとする。
- 3 事業者は、事業契約及び募集提案関連書類に従って本事業を遂行しなければならない。

(役割分担)

第5条 本事業の実施において、事業者は、それぞれ、次に掲げる役割及び業務実施責任を負うものとする。

- (1) 設計業務は設計企業がこれを実施する。
- (2) 建設業務は建設企業がこれを実施する。
- (3) 工事監理業務は工事監理企業がこれを実施する。
- (4) 開業準備業務は維持管理企業及び運営企業がこれを共同して実施する。
- (5) 維持管理業務は維持管理企業がこれを実施する。
- (6) 運営業務は運営企業がこれを実施する。

- 2 前項において、設計業務及び建設業については、設計企業及び建設企業が市からこれらの業務を一括して請け負い、これらの業務に係る一切の責任を連帯して負うものとする。開業準備業務、維持管理業務及び運営業務については、維持管理企業及び運営企業が市からこれらの業務を一括して受託し、これらの業務に係る一切の責任を連帯して負うものとする。

(当事者が締結すべき契約)

第6条 市と事業者の各当事者は、次の各号の契約を、本基本契約及び募集提案関連書類に基づき締結する。

- (1) 設計施工一括工事請負契約
- (2) 工事監理業務委託契約
- (3) 管理運営に関する基本協定書

(設計業務、建設業務)

第7条 設計業務、建設業務の概要は、要求水準書及び提案書類に定めるとおりとする。

- 2 設計企業、建設企業は、本基本契約、設計施工一括工事請負契約及び募集提案関連書類に基づき、設計施工一括工事請負契約の締結日以降、速やかに設計業務、建設業務に着手し、別途合意がある場合を除き、設計図書を市に提出し、市の確認を得た上で、建設業務完了予定日までに本施設を整備し、市に引き渡し、業務を完了させるものとする。

(事業契約の不成立)

第7条の2 田原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月25日条例第6号）第2条の規定による契約の締結が田原市議会において議決を得られなかったことにより、設計施工一括工事請負契約が本契約としての効力を生じなかった場合、既に市及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 前項の場合を除き、事業契約のいずれかが締結に至らなかった場合は、当該契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。
- 3 前各項の場合において、設計施工一括工事請負契約が締結されず、本事業が実施されないこ

となった場合には、本基本契約およびこれに先立ち締結された基本協定書は、当然にその効力を失うものとする。なお、本基本契約の終了後も第11条、第12条及び第14条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(工事監理業務)

第7条の3 工事監理業務の概要は、要求水準書及び提案書類に定めるとおりとする。

- 2 工事監理企業は、本基本契約、工事監理業務委託契約及び募集提案関連書類に基づき、工事監理業務委託契約の契約日以降、速やかに工事監理業務に着手し、別途合意がある場合を除き、建設業務及び工事監理業務完了予定日まで本施設整備に係る工事監理を完了させるものとする。

(開業準備業務)

第7条の4 開業準備業務の概要は、要求水準書及び募集提案関連書類に定めるとおりとする。

- 2 維持管理企業及び運営企業は、本基本契約及び募集提案関連書類に基づき、施設引渡日以降速やかに開業準備業務に着手し、供用開始日までに当該業務を完了させるものとする。
- 3 開業準備業務には、以下に掲げる内容を含む。
 - (1) 実施体制の確立及び業務担当者の教育訓練
 - (2) 使用規則及び各種マニュアルの作成、提出、周知
 - (3) ホームページの開設・管理及びセキュリティ対策
 - (4) パンフレットの作成、配布、市への納本及び知的財産の引渡し
 - (5) 開館記念式典及び内覧会の企画・準備・実施の協力
 - (6) その他、供用開始に向けて市が必要と認める事項
- 4 開業準備業務に要する費用は、維持管理業務費及び運営業務費相当額に含めて構成され、市は当該費用を含む金額から利用者収入を控除した上で、令和11年2月末の施設引渡日から同年6月末までを第1期とし、以後年4回、計60回に分割して定期的に支払うものとする。
- 5 施設引渡日から供用開始日前までの施設の保守及び安全管理は、維持管理企業及び運営企業が共同して行う。ただし、不可抗力による重大な損害等については、市と協議のうえ対応を定める。

(維持管理業務、運営業務)

第8条 維持管理業務及び運営業務の概要は、要求水準書及び提案書類に定めるとおりとする。

- 2 維持管理企業及び運営企業は、管理運営に関する基本協定書により委託を受ける業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。
- 3 維持管理企業及び運営企業は、本基本契約、管理運営に関する基本協定書及び募集提案関連書類に基づき、維持管理期間を通じて、維持管理業務を行うものとする。

(募集提案関連書類の未達に関する責任)

第9条 田原市公共工事請負契約約款第43条の規定による引渡しを受けた日から2年を経過する

までの期間中に本施設について募集提案関連書類の未達が発生した場合（本施設の契約不適合を含む。）には、設計企業、建設企業及び工事監理企業は、当該未達状態に関して維持管理企業及び運営企業が田原市多世代交流施設（市民プール等）の管理運営に関する基本協定書上負担する維持管理業務及び運営業務に関する義務その他の債務について、連帯してこれを負担する。

- 2 設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、本施設について前項の未達状態が発生した原因が、本施設の契約不適合によるのか又は維持管理企業及び運営企業の義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、前項の規定による義務の負担を免れることはできない。
- 3 本施設について第1項の未達状態が発生した原因が、建設工事完了日の翌日以降に発生した不可抗力（本施設の契約不適合は含まれない。）又は設計企業、建設企業及び工事監理企業、維持管理企業及び運営企業以外の者（ただし、その者の責めに帰すべき事由が、設計施工一括工事請負契約又は管理運営に関する基本協定書の規定により設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業又は運営企業の責めに帰すべき事由とみなされる者を除く。）の責めに帰すべき事由によることを、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業又は運営企業が証明した場合には、第1項の規定は適用しない。

（事業者の応募資格喪失に関する措置）

第9条の2 本契約締結後において、構成企業または協力企業が応募資格要件を喪失した場合、事業者は速やかに市へ報告しなければならない。

- 2 市は、当該企業の応募資格喪失が本事業の遂行に著しい影響を及ぼすと判断した場合、当該企業の変更・追加等の措置を講じることを求めることができる。
- 3 代表企業が応募資格を喪失した場合、本契約は当然に解除されるものとする。
- 4 事業者は、市の承認を得た場合に限り、事業遂行に支障がない範囲で構成企業または協力企業を変更または追加することができる。連帯してこれを負担する。

（参加資格喪失の定義）

第9条の3 本条における「応募資格喪失」とは、以下のいずれかに該当する場合をいう。

- （1）刑事罰が確定し、応募資格に影響を及ぼす事態が生じた場合
- （2）田原市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合。
- （3）その他、応募資格を維持する上で必要な法令、規則、基準等に違反し、市が応募資格の喪失と判断した場合。

（変更・追加の申請手続）

第9条の4 事業者は、構成企業または協力企業の変更または追加を希望する場合、市に対し書面により申請を行うものとする。

- 2 市は、当該変更または追加が本事業の適正な遂行に支障を及ぼさないかを審査し、その可否を判断するものとする。
- 3 変更または追加が認められた場合、事業者は速やかに必要な手続きを行い、市に対して変

更内容の詳細を報告するものとする。

(本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

第10条 事業者は、他の当事者の承諾がない限り、本基本契約上の地位並びに本基本契約上の権利及び義務の全部又は一部について、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

第11条 市及び事業者は、本事業又は本基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本事業の実施以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。本基本契約の終了後においても同様とする。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 相手方に対する開示の後に、市又は事業者いずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 市及び事業者が、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、市及び事業者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令等に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 市又は事業者との間で守秘義務契約を締結した市のアドバイザー業務受注者及び本事業に関する事業者の下請企業又は受託者に開示する場合

(5) 市が本事業に係る各業務の実施を事業者以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示する場合又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(一般的損害)

第12条 市又は事業者が、本基本契約に定める条項に違反し、これにより契約当事者に損害を与えたときは、その損害を当該当事者に賠償しなければならない。

(本基本契約の変更)

第13条 本基本契約の規定は、市及び事業者の書面による合意がなければ変更できない。

(準拠法及び裁判管轄)

第14条 本基本協定は日本国の法令にしたがって解釈されるものとし、本基本契約に関する一切

の紛争に関する裁判の第一審の専属管轄裁判所は名古屋地方裁判所とする。

(有効期間)

第15条 本基本契約の有効期間は、締結日から維持管理期間の終了の日までとする。ただし、本基本契約の終了後も第11条、第12条及び第14条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(解釈及び適用)

第16条 市と事業者は、本基本契約と共に、募集要項等に定められた事項が適用されることを確認する。

- 2 本基本契約と募集要項等との間又は本事業に関連する書類相互間に齟齬がある場合、本基本契約、基本協定書、募集要項等質問回答、募集要項等、提案書及び設計図書の順に規定が優先する。ただし、提案書において提案された業務の水準が募集要項等に定められた業務の水準を上回る場合には、その部分に限り、提案書が募集要項等の規定に優先する。

(誠実協議)

第17条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義のある事項については、田原市財務規則（昭和41年1月12日規則第1号）によるほか、その都度、市及び事業者が誠実に協議の上これを定めるものとする。

(本頁以下余白)

以上、本基本契約締結の証として、本書を●通作成し、当事者記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和●年●月●日

市：愛知県田原市田原町南番場30番地 1
田原市長

事業者：

（代表企業）

〔 住所 〕

〔 企業名 〕

〔 代表者 〕

（ 構成企業 ）

〔 住所 〕

〔 企業名 〕

〔 代表者 〕

（ 構成企業 ）

〔 住所 〕

〔 企業名 〕

〔 代表者 〕

（ 構成企業 ）

〔 住所 〕

〔 企業名 〕

〔 代表者 〕

（ 構成企業 ）

〔 住所 〕

〔 企業名 〕

〔 代表者 〕

別紙 用語の定義

事業契約において使用する用語の定義は、下表のとおりとする。ただし、下表以外の用語の定義は、募集要項等によるものとする。

維持管理企業	本施設を維持管理する維持管理企業をいう。
維持管理業務	要求水準書第4に規定された内容の業務とそれに付随し関連する一切の業務をいう。
請負代金	本事業の実施に対し市が事業者を支払う費用のうち、設計企業及び建設企業に支払われる設計業務及び建設業務の対価に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額をいう。
会計年度	毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する1年間をいう。
完成図書	事業者が作成する本施設の竣工に係る一切の書類をいう。
消費税	消費税及び地方消費税をいう。
設計図書	要求水準書に基づき、事業者が作成する基本設計図書、実施設計図書その他の本施設の設計に係る一切の書類をいう。
事業契約	基本契約、設計施工一括工事請負契約、工事監理業務委託契約及び管理運営に関する基本協定を総称していう。
事業者	【応募者名】を構成する【代表企業名】、【構成企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】の各企業を、個別に又は総称していう。
提案書類	事業者が本事業に係る公募手続において市に提出した企画提案書、市のヒアリング・質問に対する回答書その他事業者が基本契約締結までに市に提出した一切の書類をいう。
選定委員会	応募者から提出された提案書の内容等を評価する田原市多世代交流施設（市民プール等）整備・管理運営事業者選定委員会をいう。
募集要項等	令和7年4月に公表された「田原市多世代交流施設（市民プール等）整備・管理運営事業」の募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定、基本契約及びこれらに付帯する資料の一切をいう（公表後の追加及び変更を含む）。
募集提案関連書類	募集要項等、募集要項等に対する質問及び回答書（いずれも追加及び変更を含む。）並びに提案書類を総称していう。
本施設	本事業において整備対象とする、屋内温水プール（25m、幼児用、多目的）、温浴施設、子育て応援施設、スタジオ、トレーニングルーム、音楽スタジオ及び共用部や管理諸室、外構（駐車場及び駐輪場を含む）等から構成される施設をいう。